

日 經 文 庫

金融統計の見方

後 藤 新 一 著



日本經濟新聞社

著者略歴

大正15年 大分県に生まれる
昭和25年 九州大学法学部卒業，三井銀行に入行
現 在 取締役調査部長（経済学博士）
著 書 『本邦銀行合同史』（金融財政事情研究会），『日本の金融統計』（東洋経済新報社），『普通銀行の理念と現実』（東洋経済新報社），『高橋是清—日本のケインズ』（日経新書）ほか

日経文庫(270)

金融統計の見方

昭和53年9月20日 1版1刷
昭和55年9月18日 2刷

著 者 後 藤 新 一

© Shinichi Goto 1978

発行者 黒 川 洸

東京都千代田区大手町1-9 郵便番号 100

発行所 日本経済新聞社

電話 (03) 270-0251 振替 東京 3-555

印刷・第一印刷所 製本・トキワ製本所

(分)1233(製)1270(出)5825

本書の無断複写複製(コピー)は，特定の場合を除き，著作者・出版社の権利侵害になります。

金融統計の見方

後藤新一著



日経文庫

270

まえがき

銀行券と補助貨幣は現金通貨で、市中銀行の貸借対照表の資産勘定に「現金」として計上されていますが、日本銀行の貸借対照表には、資産勘定に「現金」、負債勘定に「発行銀行券」として計上されています。このような勘定処理のちがいがなぜ生じ、日本銀行勘定の「現金」とは一体なんであろうか、などといった疑問が当然、湧いてくるでしょう。さらに、通貨は一体どこまでをさし、その通貨はどのような仕組みの下に、いかなるルートを経て、なぜ増減するのでしょうか。

このような当然知っていなければならないことが、案外わかっていません。また、自分なりに理解していると思っていたことも、必ずしも十分に理解していないことが多いものです。金融に関しても、すぐれた理論書は数多くありますが、前述のような疑問が生じたとき、これに答えてくれる著書は意外と少ないのです。私は、このような著書のかねてから書いてみたいと思っていました。

そこで、従来の理論書とは一味ちがうものをもとて、本書は通貨とは何かに始まって、その発行の仕組みはどうなっており、いかなるルートを経て、なぜ増減するのか、通貨を規制できるのか、資金循環表はどのような原理によって、いかに組み立てられているか、またその循環表から何を読み取り、いかに利用すべきか、利用の限界はどこにあるのか、さらに、金利（公社債の発行条件を含む）は具体的にどう決定されているか、またいかに決められるべきか——などを、主として重要な金融統計を利用して解説してみました。

しかも、叙述にあたっては、できるだけ客観的にと心がけ、各種調査会・審議会の報告や日本銀行の『調査月報』など数多く引用しました。したがって、本書は金融統計そのものの解説ではなく、通貨と金利について、主要な金融統計を利用して、当然理解していなければならないにもかかわらず案外理解されていない事柄をできるだけ平易に解説したものです。

ところが、このようなねらいで、いざ書いてみると、当然知っていなければならない金融のイロハを私自身十分に理解していないことを、身をもって痛感しました。ともあれ、本書が現実の金融を理解するうえで、少しでもお役に立てば、私の望外の喜びです。本書を一里塚としてこれからも努力していきたいと願っておりますので、読者の方々のご叱正を賜われれば幸いです。

昭和53年9月

後 藤 新 一

目 次

まえがき

I 通貨統計の種類と仕組み

1 通貨の種類	9
2 現金通貨発行の仕組み	11
(1) 日銀券発行の仕組み	11
(2) 補助貨幣発行の仕組み	22
3 日本銀行券発行高と供給ルート	26
(1) 銀行券発行高と個人消費支出	26
(2) 銀行券の季節変動・景気変動	28
(3) 銀行券の供給ルート	30
(4) 日本銀行対民間信用	40
(5) 日銀券増発の恒等式	43
(6) 現金需給バランスと金融の逼迫・緩和	43
(7) 資金需給・総合資金需給実績	47
(8) 地域別資金需給実績	48
(9) 市中銀行の預金増加のルート	49
(10) 日銀は銀行券の発行をコントロールできるか	51
(11) 現金需給バランス分析の限界と利用法	53
4 マネー・サプライ	53
(1) マネー・サプライとは何か	53
(2) マネー・サプライの供給ルート	57
(3) 過剰流動性と狂乱物価	63
(4) マネー・サプライ重視の背景	65
(5) 欧米諸国のマネーサプライ・コントロールの仕組み	68

(6) 日本のマネー・サプライの効果波及経路	70
(7) マネー・サプライ重視の日本の金融政策	74
(8) マネー・サプライ分析の限界	75

II 資金循環勘定の仕組み

1 資金循環勘定	77
(1) 資金循環勘定（マネー・フロー表）の原理	77
(2) 資金循環勘定の仕組み	81
(3) 日本の資金循環勘定	83
(4) 資金循環勘定のねらい	83
(5) 部門別資金過不足	84
(6) 国内部門別資金調達・運用	88
(7) 金融資産の構成	90
(8) 金融機関の構成	92
(9) 間接金融と直接金融の比率	93
(10) 海外部門との資金の流出入	97
(11) 資金循環分析の利用と限界	98
2 成長パターンと資金循環パターン	100

III 金利統計の種類と仕組み

1 金利と公定歩合，公開市場操作	104
(1) 金利とは	104
(2) 金利の機能	104
(3) 公定歩合	105
(4) 公定歩合操作の効果	105
(5) 日銀貸出	107
(6) 日銀は貸出を抑制できるか	109
(7) 公開市場操作	111
2 短期金融市場金利	113

(1) 短期金融市場とは	113
(2) コール・手形売買市場の資金残高と取引	115
(3) コール・手形売買レート	118
(4) コール・手形売買市場の特徴	121
(5) 短期金融市場の繁閑と日銀の金融調整	122
3 貸出金利	123
(1) 短期貸出金利	123
(2) 長期貸出金利	126
(3) 相互銀行・信用金庫の貸出金利	129
(4) 政府金融機関の貸出金利	131
4 預貯金金利	131
(1) 預金金利	131
(2) 信託配当率	133
(3) 郵便貯金金利	133

IV 公社債統計の仕組みと見方

1 公社債市場の動き	136
2 現先市場	139
(1) 現先取引とは	139
(2) 現先市場残高とレート	140
(3) 現先取引の特色	141
3 戦後の公社債発行条件の特徴	143
4 国債の発行条件	144
(1) 大量国債の発行	144
(2) 長期国債の発行条件	144
(3) 国債の多様化	148
(4) 政府短期証券の発行条件	150
5 政府保証債・地方債の発行条件	154
6 事業債の発行条件	155

7	金融債の発行条件	158
8	金利の弾力化	159
(1)	金利弾力化の現状	159
(2)	金利の弾力化を	161

I 通貨統計の種類と仕組み

1 通貨の種類

現代社会が貨幣経済と呼ばれているように、すべての経済活動は通貨を仲立ちにして行われ、通貨を抜きにしては、この経済社会の円滑な運行は考えられません。

通貨というと、まず頭に浮かぶのは日本銀行券や硬貨ですが、銀行券と補助貨幣（硬貨）は強制通用力をもつ法貨としての資格が与えられ、現金通貨と呼ばれています。現金通貨は主として賃金・給料の支払いや個人の消費支出、企業の小口取引の決済などに充てられています。しかし、企業相互間の取引決済や個人でも比較的大口の決済には、現金でなく小切手が用いられています。小切手を受け取った人は、これを振出銀行に提示すれば、現金に換えることができます。このように、小切手は現金のような強制通用力をもっていませんが、銀行制度の発達した現代社会においては、信用関係にもとづいて決済手段として用いられています。

したがって、現金だけが通貨の機能を営むのではなく、小切手振出の基礎となる当座預金も、一種の通貨とみられ、預金通貨と呼ばれます。さらに、要求払預金である普通、通知、別段なども預金者の要求でいつでも容易に現金通貨に換えることができるので、預金通貨の範囲に入れるようになりました。通常、通貨という場合には、現金通貨と預金通貨を合わせたものをいいます。

このように、通貨は現金通貨と預金通貨に大別されますが、その割合は昭和52年末で現金通貨23.2%、預金通貨76.8%で、

預金通貨の比率が高いのです（表1参照）。また現金通貨は、日本銀行の発行する日本銀行券と政府の発行する補助貨幣（硬貨）に分けられ、その割合は昭和52年末で日本銀行券95.0%、補助貨幣5.0%で、日本銀行券の比率が圧倒的に高くなっています（表2参照）。

定期性預金のうち家計の保有分は貯蓄としての性格が強く、流動性は相対的に低いが、一方、企業の保有分は預金通貨の第

表1 現金通貨・預金通貨残高と構成比

（単位：億円）（ ）内百分比（%）

	昭和50年末	51 年 末	52 年 末
現金通貨	115,786(23.2)	128,581(22.9)	141,224(23.2)
預金通貨	383,701(76.8)	433,210(77.1)	466,643(76.8)
合 計	499,487(100.0)	561,791(100.0)	607,867(100.0)

（資料出所）日本銀行統計局編『経済統計年報』より作成。

（注）①現金通貨は銀行券発行高および補助貨幣流通高から日本銀行、全国銀行（信託勘定を除く）、相互銀行、信用金庫、農林中金、商工中金保有分を差し引いたもの。

②預金通貨は上記金融機関の一般預金、公金預金の要求払預金（当座、普通、通知、別段、納税準備の各預金）の合計から保有小切手・手形を差し引いたもの。

③表4の準通貨は上記金融機関の一般預金、公金預金および相互銀行掛金の合計から前記要求払預金を除いたもの。

表2 日本銀行券発行高・補助貨幣流通高と構成比

（単位：億円）（ ）内百分比（%）

		昭和50年末	51 年 末	52 年 末
現金通貨	日本銀行券発行高	126,171(94.8)	140,200(94.9)	154,380(95.0)
	補助貨幣流通高	6,947(5.2)	7,545(5.1)	8,061(5.0)
	合 計	133,118(100.0)	147,745(100.0)	162,441(100.0)

（資料出所）日本銀行統計局編『経済統計年報』より作成。

（注）補助貨幣流通高は日本銀行保有分を含まず、市中金融機関保有分を含む。

（備考）本表の昭和52年末の現金通貨残高は162,441億円であるが、表1の現金通貨残高は141,224億円で、その差額21,217億円は表1の注①に示す全国銀行等保有分。

二線的な性格をもち、金融情勢の推移に応じて預金通貨との間でシフトもひんばんに行われ、流動性はかなり高いので、定期性預金は準通貨と呼ばれています。通貨を広義に解するときは現金通貨と預金通貨のほかに定期性預金を含めたものをいいます。昭和52年末現在、広義の通貨に占める割合は、現金通貨8.9%、預金通貨29.5%、準通貨61.6%です（表4参照）。

表3 現金通貨・預金通貨・準通貨残高と構成比

（単位：億円）（ ）内百分比（%）

	昭和50年末	51 年 末	52 年 末
現金通貨	115,786(9.2)	128,581(9.0)	141,224(8.9)
預金通貨	383,701(30.6)	433,210(30.5)	466,643(29.5)
準通貨	753,817(60.2)	860,696(60.5)	972,464(61.6)
合 計	1,253,304(100.0)	1,422,487(100.0)	1,580,331(100.0)

（資料出所） 日本銀行統計局編『経済統計年報』より作成。

（注） 表1の（注）参照。

2 現金通貨発行の仕組み

（1）日銀券発行の仕組み

現金通貨の大宗をなしている日本銀行券の発行制度は、「日本銀行法」（昭和17年2月法律第67号）の第4章「銀行券」に規定されています。

日本銀行券の性格 日本銀行の発行する銀行券は、公私いっさいの取引に無制限に通用しますが、制度上兌換に関する規定は全くありません。したがって、銀行券は兌換銀行券と呼ばれずに、単に日本銀行券と称せられ、不換銀行券です（法第29条）。

銀行券の種類 銀行券の種類および様式は大蔵大臣が決定しますが（法第33条）、これには日本銀行も関与しています。日本銀行券の券種は1万円券から1円券までありますが、現在50円券以下のものは運用上新規の発行を停止し、また100円券につ

いても昭和42年以降補助貨幣に切り換えられています。券種別銀行券発行高は表4のとおりです。

表 4 券種別銀行券発行高

(単位：億円) () 内百分比 (%)

	昭和50年末	51 年 末	52 年 末
10,000円	101,780(80.7)	114,561(81.7)	127,420(82.5)
5,000円	5,756(4.6)	6,151(4.4)	6,633(4.3)
1,000円	16,052(12.7)	16,807(12.0)	17,556(11.4)
500円	2,039(1.6)	2,140(1.5)	2,233(1.4)
100円	515(0.4)	512(0.4)	509(0.4)
そ の 他	29(0.0)	29(0.0)	29(0.0)
合 計	126,171(100.0)	140,200(100.0)	154,380(100.0)

(資料出所) 日本銀行統計局編『経済統計年報』より作成。

(注) 「その他」とは50円券以下のもので、昭和52年末で、50円券4億円、10円券15億円、5円券2億円、1円券8億円、計29億円。

銀行券の製造 銀行券の製造は印刷局の主要業務で、券種ごとに過去の需要の趨勢などを基礎として年度末所要発行高を推計し、これに年間の廃棄高および支払準備等に備えるための日本銀行保管必要量を見込んで策定します(表5参照)。

表 5 銀行券の製造計画

	昭和51年度		52年度	
	数 量	金 額	数 量	金 額
	百万枚	億円	百万枚	億円
10,000円券	720	72,000	680	68,000
5,000円券	160	8,000	120	6,000
1,000円券	1,470	14,700	1,590	15,900
500円券	450	2,250	510	2,550
合 計	2,800	96,950	2,900	92,450

(資料出所) 財政調査会編『国の予算 昭和52年度』(同友書房、昭和52年12月) 698ページより作成。

銀行券の最高発行限度 銀行券の最高発行限度は、閣議を経て大蔵大臣が決定、公示し(法第30条)、「最高発行額制限制度」とっています。最高発行限度決定の際、現実には日本銀行政策委員会の意向を聴取しています。日本銀行が必要と認めるときは、この発行限度をこえて銀行券を発行できます。ただし、限外発行が15日をこえて継続する場合は大蔵大臣の認可を要します(法第31条)。また16日以後の限外発行については、大蔵大臣の定める税率による発行税を納めることになっています(法第31条の2)。

昭和22年4月「日本銀行法」の改正によって、「納付金制度はその儘にして置いて発行税を課することに依りまして、日本銀行の貸出制度、割引制度つまり金利政策であります、金利政策に直接的な影響を与える。……これに依って通貨の放出を出来るだけ抑制して行かう、斯う云う直接的効果を狙った訳」で(吉野俊彦著『我国金融制度の研究』実業之日本社、昭和27年1月、148ページ)、制限外発行税復活の趣旨は明治21年8月の創設当時と同様であり、その最低税率を決定しなかったのは、今後における金利の情勢などを勘案して、その運用に弾力性をもたせるためでした。しかし、制限外発行税率は金利情勢にかかわらず年3%に据え置かれたままで、日本銀行券の発行を抑制しようという機能を果たしていません。

最高発行限度の具体的決定方式 昭和34年3月中央銀行制度特別委員会の「日本銀行を中心とする戦後金融の実態調査」は、つぎのとおり最高発行限度の具体的決定方式について述べています。

最高発行限度は、その性格上、頻頻としてこれを変更することは素より適当でないが、反面発行高が長期間にわたり継続的に限度を超過するような場合には限度変更の必要が生ずる。発行限度は大蔵大臣が閣議を経て決定することになって

いるが、実際には大蔵省は日銀の意向を事前にきき、相談の上、限度を決定している。

新しい限度額を算定する方式としては、とくに画一的なものを定めているわけではなく、その時々的情勢に即して最も適当と認められる方法に拠っている。たとえば31年12月に限度を従来の5,100億円から6,500億円に上げた際には、主として次の点を考慮した。

①今後1年間の適正と認められる経済成長率（経済企画庁の年次経済見通しを斟酌し、指標としては、生産、所得、賃金水準の見通しに重点をおく）

②上記経済成長に伴う今後の所要通貨総量（いわゆるマネー・サプライで、預金通貨を含む）の見込と、その中に占める銀行券の割合

③統計的趨勢値による銀行券の見通し（大蔵省銀行局編『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料』大蔵省印刷局、昭和34年5月、18ページ）

また『銀行局金融年報』によると、「銀行券発行限度については、従来から年末年始等の季節的増加の時期を除き、おおむね年間を通じて限外発行を行わないでもよい線にこれを定めるという考え方で、毎年改訂が行われてきている」（昭和50年版164ページ、昭和51年版161—162ページ）。なお、「日本銀行法」施行後の銀行券発行限度の推移は表6のとおりです。

最高発行限度の評価 中央銀行制度特別委員会は、さきの「実態調査」で、最高発行限度の制度はあまり重要な役割を果たしていないと、つぎのとおり指摘しています。

最高発行限度を結果的に判断すると、現実においては経済の拡大に伴う通貨の膨張が先行し、後から限度を拡張してそれを追認する形になっている。その限り最高発行限度が通貨の発行を抑制し、日銀の信用調整を効果あらしめたと認める

表 6 銀行券発行限度の推移

実施年月日	発行限度	実施年月日	発行限度	実施年月日	発行限度
17. 4. 1	60	35. 7. 1	9,500	44.10. 4	41,000
23. 1.21	2,700	36. 6. 7	11,500	45.11.18	49,000
10. 1	3,300	37. 7. 4	12,500	46.11.27	57,000
24. 1. 1	3,500	38. 7.20	16,000	47.12.16	67,000
25.11.28	3,900	39. 7. 8	18,500	48.11.10	79,000
26.12.16	4,700	40. 7. 7	21,500	49.10.30	94,000
27.12.10	5,100	41. 8. 3	24,500	50.12. 6	110,000
31.12.15	6,500	42. 8.23	29,000	51.11.27	128,000
34. 6.10	8,000	43. 8.28	34,000	52.11.30	145,000

(資料出所) 日本銀行統計局編『統計便覧』より作成。

(注) ①昭和17年2月公布の「日本銀行法」によって、発行限度決定は大蔵大臣の専管事項となったが、23年から26年まで「通貨発行審議会」(発足22年12月)の議決にもとづき閣議を経て決定した。

②「通貨発行審議会」の廃止(27年7月)に伴って、以後は大蔵大臣の主管事項(閣議を経る)となる。

べき根拠はあまり見出されない。これは一つには必要通貨量の算定にそれほどの科学性、信憑性が感ぜられないためであるが、基本的に通貨増発の必要が生じつつある時、一片の発行限度によりどこまでそれを阻止しうるかは、大いに問題であろう。もちろん、それに一種の道徳的效果があり、日銀当局を心理的に規制して、その限度を守るように多少とも努力させるという意義はあろうが、それを過大に評価することは許されないであろう。現状においてはいわばアクセサリ存在であるといっても過言ではなく、後になって限度の引上げを追認すれば、逆に追認によってそれまでの通貨増発が改めて合理化されるというマイナスも考えられる。この点最高発行限度の制度はあまり重要な役割を果たしたとはいえない(前掲大蔵省銀行局編『中央銀行制度』昭和34年5月、18ページ)。